

かにもあれ、吾は恩重きこと親に勝れり、いくほどもなき老の生涯を見果て後は、命をも召れ候へ、今吾なくば飢渴を誰かは救ひ侍らんと、詞を盡し泣悲ければ、府尹を初諸吏皆聞に忍びず、涙にむせびぬ、さて府尹先の言は汝を試んため、の伴也、懼る事なかれと、厚く是を慰め、終に上聽に達し、明るとし正月六日、錢五拾貫文賞として官より下し賜ひ、府尹も是が至誠を感じ給ふあまりに、其子息を侍食せしめ饗を賜ふ、

〔肥後孝子傳 後編上〕政所村三八彦介

三八彦介兄弟は、鶴崎高田の郷、政所村の傳右衛門と云民の奴也、傳右衛門年々に年貢を負ひ、其負めに利足加はりて後、若干に成りければ、家屋敷を皆賣て是を償ふといへども、猶足ざる所米六十俵あまり也、因て三八が身一生を質にして償はむとす、時に三八年二十三、村の長にはかりて云やう、主人の爲に我身一生を質にせん事は、少しもいとひ候はず、されどかくばかり侍ふとも、恐くはつぐのふことあたはじ、又我出て人に仕へば、誰か主人を見繼候はん、願くは今より後其負めの米に利を加へず、元の儘にて償ふことを許し給は、我等身を盡してこれをつぐのひ候はんと、村の長其志を感じて、願ひのごとくす、夫より三八弟の彦介が未幼きをつれて、冬は日向國の炭山に行て炭を焼き、夏は家に在て農業を勵まし、年月いろく、に力をくだきて、つゝに其負めをすませけり、○中略寶曆七年兄弟を賞して、米錢若干を賜る、

〔孝義錄 大和〕忠義者庄六

庄六は添上郡京終村庄兵衛が子にして、郡山の城下藺町の町人疊屋忠兵衛が下男也、寛延元年より十年をかぎりて、忠兵衛が家につかふ、玄かるに忠兵衛眼をやみて、疊さす事を得ず、子共あまたありて家貧しくなり、夏冬さすべき衣もたらざりけれど、庄六は主のかげによりて、疊さすわざをまなび得たる、そのめぐみわすれがたしとて、只忠兵衛が家のたちがたき事をのみなげ